

新 旧 対 照 表

構造改革特別計画の名称：備後ワイン・リキュール特区

新	旧
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 (略)</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 位置 (略) 人口約 <u>86</u>万人の連携中枢都市圏である。</p> <p>(2) 人口 本圏域の総人口は <u>857,212</u> 人 (2015 年 (平成 27 年) 国勢調査) で、政令都市規模の人口が集積しているが、国の推計では、2040 年 (平成 52 年) には現在の人口の約 <u>16%</u> である約 <u>13</u> 万人が減少し、約 <u>72</u> 万人となることが予測されている。なお、本圏域の人口減少のペースは広島県や岡山県よりも速いことに加え、近隣の他圏域 (倉敷市圏域、姫路市圏域、広島市圏域) の中でも、最も速く人口減少が進むと予測されている。</p> <p>また、高齢化率については、広島県・岡山県を上回る状況で推移し、2040 年 (平成 52 年) には、<u>35.8%</u> になる見込みである。2020 年 (平成 32 年)</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 (略)</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 位置 (略) 人口約 <u>87</u>万人の連携中枢都市圏である。</p> <p>(2) 人口 本圏域の総人口は <u>875,682</u> 人 (2010 年 (平成 22 年) 国勢調査) で、政令都市規模の人口が集積しているが、国の推計では、2040 年 (平成 52 年) には現在の人口の約 <u>20%</u> である約 <u>20</u> 万人が減少し、約 <u>68</u> 万人となることが予測されている。なお、本圏域の人口減少のペースは広島県や岡山県よりも速いことに加え、近隣の他圏域 (倉敷市圏域、姫路市圏域、広島市圏域) の中でも、最も速く人口減少が進むと予測されている。</p> <p>また、高齢化率については、広島県・岡山県を上回る状況で推移し、2040 年 (平成 52 年) には、<u>38.1%</u> になる見込みである。2020 年 (平成 32 年)</p>

以降、年少人口、生産年齢人口に加え、老年人口も減少が始まる本格的な人口減少時代への突入が予測されている。

### (3) 産業

(略)

しかし、製造業における事業所数及び従業者数は2008年(平成20年)頃をピークに緩やかに減少し、2017年(平成29年)には、事業所数2,297か所、従業者数82,274人(平成29年 経済産業省「工業統計表(市区町村別)」)となっている。

農林水産業においては、2000年(平成12年)の従業者数(農業24,857人、林業351人、漁業1,345人)と、2015年(平成27年)(農業15,042人、林業298人、漁業621人)を比較すると大幅に減少しており、加えて、高齢化も大きな問題となっている。また、観光業については、本圏域内には多彩な観光資源や地域資源があるものの、宿泊割合は7%と9割以上が日帰り観光客であり、観光消費額を増やす取組が必要である。

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

本圏域における農業は、従業者数の減少や高齢化の進展に加え、耕作放棄地の増加等、厳しい環境におかれている。こうした状況の中で、本圏域のめざすべき姿を示す成長戦略として策定した「びんご圏域ビジョン」に基づき、6次産業化の推進や第一次産業振興のための環境整備等、各市町の地域資源を生かした連携事業に取り組んでいるところである。また、地域資源の掘り起こしや発信、広域観光ルートの設定など、本圏域全体の観光客を増加させるための取組も進めており、地域資源を生かした取組を進めることで、本圏域全体の活性化をめざしている。

今回、構造改革特別区域計画の変更により特産物として「はちみつ」及び

以降、年少人口、生産年齢人口に加え、老年人口も減少が始まる本格的な人口減少時代への突入が予測されている。

### (3) 産業

(略)

しかし、製造業における事業所数及び従業者数は2008年(平成20年)頃をピークに緩やかに減少し、2012年(平成24年)には、事業所数2,518か所、従業者数81,133人(平成24年 経済産業省「工業統計表(市区町村別)」)となっている。

農林水産業においては、2000年(平成12年)の従業者数(農業24,857人、林業351人、漁業1,345人)と、2010年(平成22年)(農業15,246人、林業292人、漁業708人)を比較すると大幅に減少しており、加えて、高齢化も大きな問題となっている。また、観光業については、本圏域内には多彩な観光資源や地域資源があるものの、9割以上が日帰り観光客であり、観光消費額を増やす取組が必要である。

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

本圏域における農業は、従業者数の減少や高齢化の進展に加え、耕作放棄地の増加等、厳しい環境におかれている。こうした状況の中で、本圏域のめざすべき姿を示す成長戦略として策定した「びんご圏域ビジョン」に基づき、6次産業化の推進や第一次産業振興のための環境整備等、各市町の地域資源を生かした連携事業に取り組んでいるところである。また、地域資源の掘り起こしや発信、広域観光ルートの設定など、本圏域全体の観光客を増加するための取組も進めており、地域資源を生かした取組を進めることで、本圏域全体の活性化をめざしている。

今回、本圏域内の市町が共同で構造改革特別区域計画を実践することにより、

「こんにやく芋」を追加することにより、規制緩和を活用したワインやリキュールの製造を希望する事業者が参入しやすくなり、さらなる増加が見込まれるとともに、その経済効果がより広範囲に及ぶことが期待される。また、本圏域内の市町が共同で実施することで、ワインやリキュールにおける原材料の調達を、単一自治体の範囲を越えて行うことが可能となり、気象災害等によって不作となった場合においても、市町間の連携のもと、原材料を相互補完することができる。

(略)

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

(略)

#### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

##### (1) ワイン等関連事業者の増加

本特例措置の活用により、果実酒又はリキュールに関する新規事業者参入を促進する。加えて、新規事業者が事業を実施していく上で必要な知識や技術、ノウハウ等を学ぶ場となる説明会やアカデミーを実施することで、安定的に事業経営を行っていくための支援を行い、経済活動の活性化を図る。本圏域には、Japan Wine Competition (国産ワインコンクール) 2012 で金賞受賞などの実績を有する「せらワイナリー」や、専門的知識を生かしたワインの試験醸造に取り組む「福山大学」、本圏域内の金融機関などの多様な主体が存在する。これらの有するワイン醸造に関する知識や事業計画策定・経営のノウハウ等を共有することで、ワインやリキュールに取り組みやすい環境の整備を行う。こういった取組により、ワイン等に関連する事業者を増やし、ワインやリキュールを介した地域活性化を図る。

規制緩和を活用したワインやリキュールの製造を希望する事業者が増えるとともに、その経済効果は広範囲に及ぶことが期待される。また、

\_\_\_\_\_ ワインやリキュールにおける原材料の調達を、単一自治体の範囲を越えて行うことが可能となり、気象災害等によって不作となった場合においても、市町間の連携のもと、原材料を相互補完することができる。

(略)

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

(略)

#### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

##### (1) ワイン等関連事業者の増加

本特例措置の活用により、果実酒又はリキュールに関する新規事業者参入を促進する。加えて、新規事業者が事業を実施していく上で必要な知識や技術、ノウハウ等を学ぶ場や共有できる仕組みを設立することで、安定的に事業経営を行っていくための支援体制を構築し、経済活動の活性化を図る。本圏域には、Japan Wine Competition (国産ワインコンクール) 2012 で金賞受賞などの実績を有する「せらワイナリー」や、専門的知識を生かしたワインの試験醸造に取り組む「福山大学」、本圏域内の金融機関などの多様な主体が存在する。これらの有するワイン醸造に関する知識や事業計画策定・経営のノウハウ等を共有することで、ワインやリキュールに取り組みやすい環境の整備を行う。こういった取組により、ワイン等に関連する事業者を増やし、ワインやリキュールを介した地域活性化を図る。

(略)

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	平成 <u>29</u> 年度 <u>(実績値)</u>	平成 <u>31</u> 年度 <u>(目標値)</u>	平成 <u>32</u> 年度 <u>(目標値)</u>
特産酒類製造事業者数	1 件	<u>3</u> 件	4 件
特産酒類 (果実酒) 製造量	2 kl	4 kl	7 kl
特産酒類 (リキュール) 製造量	0 kl	<u>1</u> kl	1 kl

(略)

8 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物 (ぶどう, もも, かんきつ類 (みかん, オレンジ等), レモン, はっさく, いちご, あんず, いちじく, かき, キウイフルーツ, すもも, ブルーベリー, うめ, なし, りんご) を原料とした果実酒, 地域の特産物として指定された農産物 (ぶどう, もも, かんきつ類 (みかん, オレンジ等), レモン, はっさく, いちご, あんず, いちじく, かき, キウイフルーツ, すもも, ブルーベリー, うめ, なし, ごぼう, くわい, ばら, りんご, トマト, はちみつ, こんにゃく芋) を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

(略)

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	平成 <u>28</u> 年度 _____	平成 <u>30</u> 年度 _____	平成 <u>32</u> 年度 _____
特産酒類製造事業者数	1 件	<u>2</u> 件	4 件
特産酒類 (果実酒) 製造量	2 kl	4 kl	7 kl
特産酒類 (リキュール) 製造量	0 kl	<u>0</u> kl	2 kl

(略)

8 特定事業の名称

709 (710 \_\_\_\_\_) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710 \_\_\_\_\_) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物 (ぶどう, もも, かんきつ類 (みかん, オレンジ等), レモン, はっさく, いちご, あんず, いちじく, かき, キウイフルーツ, すもも, ブルーベリー, うめ, なし, りんご) を原料とした果実酒, 地域の特産物として指定された農産物 (ぶどう, もも, かんきつ類 (みかん, オレンジ等), レモン, はっさく, いちご, あんず, いちじく, かき, キウイフルーツ, すもも, ブルーベリー, うめ, なし, ごぼう, くわい, ばら, りんご, トマト \_\_\_\_\_) を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日  
(略)

4 特定事業の名称  
(略)

5 当該規制の特例措置の内容  
当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、区域内の市町により地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、もも、かんきつ類(みかん、オレンジ等)、レモン、はっさく、いちご、あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、ブルーベリー、うめ、なし、りんご)を原料とした果実酒、区域内の市町により地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、もも、かんきつ類(みかん、オレンジ等)、レモン、はっさく、いちご、あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、ブルーベリー、うめ、なし、ごぼう、くわい、ばら、りんご、トマト、はちみつ、こんにゃく芋)を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造する場合は、製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。  
(略)  
なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒類の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。  
(略)

3 当該規制の特例措置の適用の開始日  
(略)

4 特定事業の名称  
(略)

5 当該規制の特例措置の内容  
当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、区域内の市町により地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、もも、かんきつ類(みかん、オレンジ等)、レモン、はっさく、いちご、あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、ブルーベリー、うめ、なし、りんご)を原料とした果実酒、区域内の市町により地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、もも、かんきつ類(みかん、オレンジ等)、レモン、はっさく、いちご、あんず、いちじく、かき、キウイフルーツ、すもも、ブルーベリー、うめ、なし、ごぼう、くわい、ばら、りんご、トマト)を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造する場合は、製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。  
(略)  
なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合\_\_、酒類の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。  
(略)